

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 三六

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三六
- 育種母樹林等を指定した件 三六
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三六
- 道路の区域を変更する件 三六
- 道路の供用を開始する件三件 三六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三六
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件八件 三六
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約をしようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件 三六
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三六

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第七十一号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「次に掲げるもの」の下に「(法第四条第二項の避難所にあつては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)」を加え、同表の一の1の(四)中「避難所」の前に「法第四条第一項第一号の」を加え、「とする」を「とし、同条第二項の避難所を開設する期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする」に改め、同表の六の3中「三箇月以内」を「三箇月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内)」に改め、同表の十三の1の(一)中「被災者」の下に「(法第四条第二項の救助にあつては避難者)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

告 示

福島県告示第六百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年九月三日から同年十月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市小名浜字辰巳町七九番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年九月三日から同年十月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び川俣町産業課に備え置いて

縦覧に供する。

令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ハンドラッグ川俣店 福島県川俣町大字鶴沢字社前八三番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。)第三条第一項の規定により、令和三年九月三日次のとおり育種母樹林を指定した。
令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指定する場合にあつては面積		法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
福島育二四号	育種母樹林	スギ	郡山市安積町成田字西島坂四	本数(本) 一三四	面積(ha) 〇・〇八七	福島県

(森林整備課)

福島県告示第六百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。
(森林保全課)

福島県告示第六百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道四〇一号	大沼郡会津美里町西本字百目貫甲二八六番一地先から同郡同町西本字元冑甲一〇〇四番一地先まで	変更前 変更後	一一・八 二九・八 一一・八 二九・八	二八九・三 二八九・三

(道路計画課)

福島県告示第六百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

一般国道四〇二号	大沼郡会津美里町西本字百貫甲 二八六番一地从先から 同 郡同 町西本字元冨甲一 〇〇四番一地从先まで	令和三年九月三日
----------	---	----------

(道路計画課)

福島県告示第六十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二五二号	大沼郡金山町大字越川字五十筋一 八〇五番一地从先から 同 郡同 町大字越川字五十筋一 七六九番一地从先まで	令和三年九月三日

(道路計画課)

福島県告示第六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	伊達郡川俣町大綱木字辺切三五番 地先から 同 郡同 町大綱木字上桜山九番 一地从先まで	令和三年九月三日

(道路計画課)

福島県告示第六十二号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 大熊町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 令和二年七月三日
- 四 事業施行期間 令和二年七月三日から令和七年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第六十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年七月三十日次のとおり指定した。
 令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 氏名又は名称 住所 指定の有効期間
- 株式会社蔵場 郡山市方八町二丁目一五番一―号 令和三年一〇月一日から令和八年九月三〇日まで
 - 株式会社蔵場 郡山市方八町二丁目一五番一―号 令和八年九月三〇日まで
 - 有限会社小泉 田村市船引町船引 同 有限会社小泉書店
 - 書店 田村市船引町船引字南町通一二九番地 田村市船引町船引字南町通一二九番地

(出納総務課)

福島県告示第六十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年八月三日次のとおり指定した。
 令和三年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 氏名又は名称 住所 指定の有効期間
- 須賀川瓦斯株 須賀川市卸町四四 令和三年一〇月一日から
 - 酒スーパ―須賀川店 及び所在地

株式会社

番地

令和八年九月三〇日まで

須賀川市西山寺町二
四〇番地
(出納総務課)

福島県告示第六百十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年八月四日次のとおり指定した。

令和三年九月三日

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

一般社団法人 福島市町庭坂字大
福島県交通安 原一番地の一
全協会
令和三年一〇月一日から
令和八年九月三〇日まで

株式会社モン
シエ 岩瀬郡鏡石町不時沼二六〇番地 同

福島県警察郡山運転
免許センター売店
郡山市大槻町字美女
池上一四番地の六
株式会社モンシエ
岩瀬郡鏡石町不時沼
二六〇番地
(出納総務課)

福島県告示第六百十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年八月六日次のとおり指定した。

令和三年九月三日

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

会津よつば農 会津若松市扇町三
業協同組合 五番地一
令和三年一〇月一日から
令和八年九月三〇日まで

檜枝岐村農業
協同組合 南会津郡檜枝岐村 同
字下ノ原八七一番
地

会津よつば農業協同
組合只見支店
南会津郡只見町大字
黒谷字町一八〇番地
檜枝岐村農業協同組
合
南会津郡檜枝岐村字
下ノ原八七一番地
(出納総務課)

福島県告示第六百十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年八月十日次のとおり指定した。

令和三年九月三日

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

福島県庁消費 福島市中町八番二
組合 組合長 号
令和三年一〇月一日から
令和八年九月三〇日まで

戸田 光昭
白河市昭和町二六九
番地
有限会社斎藤銃砲火
銃砲火薬店 白河市道場町二二六 同
番地

有限会社斎藤銃砲火
銃砲火薬店 白河市道場町二二六番
地
(出納総務課)

福島県告示第六百十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年八月十一日次のとおり指定した。

令和三年九月三日

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

福島さくら農 郡山市朝日二丁目
業協同組合 一四番七号
令和三年一〇月一日から
令和八年九月三〇日まで

根本 光弘
いわき市平字旧城 同
跡一二番地一

いわき市小川町上小
川字伊吾内一〇番地
山百商店
いわき市平字南町二
七番地
(出納総務課)

福島県告示第六百十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年八月十二日次のとおり指定した。

令和三年九月三日

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社プロ・セール 福島市成川字成田 令和三年一〇月一日から
口一六番地の一二 令和八年九月三〇日まで

セブンイレブン福島成川店 福島市成川字西谷地 一三番地の一

セブンイレブン福島山口市店 福島市山口市雷四番地の一

株式会社マツキ 長井市台町六番二五号 同

マツキドライブینگスクール福島飯坂校 福島市飯坂町湯野字洞下一番地

有限会社文化堂スポーツ 二本松市亀谷二丁目五四番地 同

有限会社文化堂スポーツ 二本松市亀谷二丁目五四番地

株式会社本多建設 二本松市小浜字新町五一番地三 同

株式会社本多建設 二本松市小浜字新町五一番地三

武田 修一 伊達郡国見町大字藤田字北一七番地 同

有限会社武文商店 伊達郡国見町大字藤田字北一七番地

郡山地区警友会 会長 小沼 義範 郡山市字城清水二番地 同

郡山地区警友会 郡山市字城清水二三番地(郡山警察署内)(出納総務課)

福島県告示第六百二十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年八月二十六日次のとおり指定した。
令和三年九月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

福島県知事 内堀 雅雄

株式会社郡中トラベル 郡山市安積町日出山一丁目一四二番地の一 令和三年九月一日から
令和八年三月三十一日まで

売りとばき所の名称及び所在地 株式会社郡中トラベル 郡山市安積町日出山一丁目一四二番地の

福島県告示第六百二十一号

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二百四十五条の規定により、令和四年度及び令和五年度において、福島県を発注者として、一般競争入札(以下「競争入札」という。)の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のとおり定める。
令和三年九月三日

福島県知事 内堀 雅雄

第一 資格の審査を受けることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。
一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

三 資格の審査の申請時において、県税を滞納している者

四 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納している者

五 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のない者

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者

第二 資格及びその有効期間

資格は申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
一 第五の第一号の定例申請に係る資格 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで

二 第五の第二号の随時申請に係る資格 資格が認定された日から令和六年三月三十一日まで

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号に該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

一 定例申請 令和三年十月一日から同年十一月一日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日（以下単に「県の休日」という。）を除く。）を受け付ける。

二 随時申請 令和四年四月一日から、県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先
資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四―五二二―七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山二丁目一番一号	〇二四―九三五一―一四七八
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四―八三一―一六五二
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四―二一九―五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四―一六二―五三五四
福島県相双地方振興局出納室	九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町二丁目三〇番地	〇二四―二六―一三三〇三
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇―一八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四―六―二四一六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 代表者の職氏名
- 三 住所又は主たる事務所の所在地

四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

第九 この告示に関する問合せ先
福島県出納局入札用度課

（入札用度課）

公 告

公告第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。

令和三年九月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
会津宮川土地改良区
退任した役員

役別 氏名 住所
理事 齋藤 文英 河沼郡会津坂下町大字樋島字高畑五〇五番地
同 武藤 周一 大沼郡会津美里町新屋敷字村中甲一一四二番地

（農村計画課）

